

各務原市国民健康保険健康診査料助成要綱

(平成24年3月22日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）が検査医療機関で健康診査を受診した場合において、その検査に要する費用（以下「健康診査料」という。）の一部を助成することにより、生活習慣病の予防、疾病の早期発見及び治療に役立て、被保険者の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 健康診査料の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 受診日において40歳以上75歳未満の被保険者であること。
- (2) 当該年度に、各務原市が行う健康診査（特定健康診査及び国保人間ドック）又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく事業主が行う健診を除く健康診査を受診した者であること。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する特定健康診査及び特定保健指導に当該健康診査の結果データを利用することに同意すること。
- (4) 健康診査受診の結果、特定保健指導の対象者となった場合に当該指導を受けることに同意すること。

(助成額)

第3条 助成額は、健康診査料から500円を控除した額とし、10,000円を限度とする。

(助成回数)

第4条 健康診査料の助成は、4月1日から翌年3月31日までの期間内において、被保険者1人につき1回を限度とする。

(検査項目)

第5条 健康診査料の助成の対象となる健康診査の検査項目については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第157号）に定める特定健康診査の項目とする。

(申請)

第6条 健康診査料の助成を受けようとする者は、各務原市国民健康保険健康診査助

成申請書（別記様式）により申請しなければならない。

2 前項の申請をするときは、健康診査料を個人で支払ったことを証する書類及び前条に規定する項目を満たした健康診査の結果を添付するものとする。

3 第1項の規定による申請は、受診した日が属する年度の翌年度の4月30日（その日が各務原市の休日を定める条例（平成3年条例第6号）第1条第1項第1号又は第2号に規定する市の休日に当たるときは、その翌日）までに行わなければならない。

（助成額の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、健康診査料の助成の支給の可否を決定し、適当であると認めた場合は、助成を行うものとする。

（助成の取消し又は返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段によって、健康診査の助成を受けたと認める場合は、健康診査料の助成の決定を取り消し、又は当該助成を受けた金額の一部又は全部を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、健康診査料の助成に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月12日決裁）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の各務原市国民健康保険健康診査料助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受診した健康診査料の助成について適用し、同日前に受診をした健康診査料の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月22日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

各務原市国民健康保険健康診査助成申請書

保険証 記号番号		受診者氏名			
		生年月日	年	月	日
健診を実施した日		年 月 日			
健康診査に要した費用		円			
健康診査を受けた医療機関の 名称及び所在地		名 称			
		所在地			
<p>上記のとおり健康診査を受けたので、各務原市国民健康保険健康診査料助成要綱の規定により健診料の助成を申請いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>世帯主 住 所</p> <p>氏 名</p> <p>TEL ()</p> <p>(宛先) 各務原市長</p>					
振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 農 協 本店 支店	店番・口座種別		普通・当座	
		口座番号			
		フリガナ			
		口座名義人			

この助成を申請するにあたり、次の事項に同意します。

- ・ 特定健康診査及び特定保健指導に当該健康診査の結果データを利用すること。
- ・ 健康診査の結果、特定保健指導の対象者となった場合に当該指導を受けること。

※市 記 入 欄

(1) 受診日が申請可能期間内	<input type="checkbox"/>	(5) 特定健診・国保人間ドック・事業主健診受診なし	<input type="checkbox"/>
(2) 受診日に40歳以上75歳未満の被保険者	<input type="checkbox"/>	(6) 特定健康診査受診券の回収と問診票の記載	<input type="checkbox"/>
(3) 特定健康診査の基本項目あり	<input type="checkbox"/>	助成金額	円
(4) 領収書・健診結果報告書の添付	<input type="checkbox"/>		